

茨市推第 233 号  
令和 2 年 5 月 6 日

各コミュニティセンター  
指定管理者 代表者 様

茨木市 市民文化部  
市民協働推進課長 小西 哲也

### 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の休館等について（依頼）

日ごろから、各コミュニティセンターの管理運営に格別のご尽力とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和 2 年 5 月 4 日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が令和 2 年 5 月 31 日まで延長され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改正されました。

また、大阪府では、令和 2 年 5 月 5 日開催の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、「緊急事態措置」が改正され、引き続き、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛をはじめ、規模の大小や屋内・屋外を問わず、生活の維持に必要なものを除く全てのイベントの開催自粛が要請されています。

さらに、本市では、国・大阪府の決定を受けて、令和 2 年 5 月 5 日開催の茨木市新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり、市公共施設の休館を令和 2 年 5 月 31 日（日）まで延長することを決定いたしました。

つきましては、引き続き、各コミュニティセンターを休館（利用申請等の受付を含む）いたしますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

また、休館及び受付の休止期間中につきましては、施設の利用が一切できませんので、施設の入口等に別途送付する「コミュニティセンターの休館等について」を掲示していただくとともに、この決定に伴う利用者の皆さまへの対応・周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

さらに、施設の休館に伴う委託料（指定管理料における報償費）については、減額しないこととしておりますので、活動の縮小に伴う謝礼等を減額せずお支払いいただきますようお願いいたします。

なお、別途、「コミュニティセンターの休館中に伴う協力依頼事項」を送付いたしますので、ご確認いただくとともに、できる限り、一週間に一回程度、施設の換気と点検を行っていただくことや、保守点検等における施設の開閉についてご協力いただきますようお願い申し上げます。